

さいたま市告示第584号

さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱（平成31年さいたま市告示第557号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項に規定する道路並びに公園、広場及び遊歩道で市長が認めるものをいう。ただし、私道にあっては、通り抜けができ、<u>かつ</u>、避難路としての機能を有するものとして市長が認めるものに限る。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(助成対象事業)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 助成金の交付は、ブロック塀等の存する敷地につき1回のみとする。ただし、1つの道路等に面するブロック塀等の長さ<u>（助成対象事業に係る部分に限る。）</u>の合計が25メートルを超えるものが1つの敷地につき複数ある場合は、<u>2回を限度とする。</u></p> <p>(助成対象者)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 助成対象事業に係るブロック塀等が設置されている土地を所有する個人<u>及びその2親等以内の親族</u></p> <p>(2) 助成対象事業に係るブロック塀等が設置されている土地に存する建築物を所有する個人（当該建築物が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建築物の場合にあっては、同法第3条の団体の代表者）<u>及びその2親等以内の親族</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項及び第2項に規定する道路並びに公園、広場及び遊歩道で市長が認めるものをいう。ただし、私道にあっては、通り抜けができ、避難路としての機能を有するものとして市長が認めるものに限る。</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(助成対象事業)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 助成金の交付は、ブロック塀等の存する敷地につき1回のみとする。ただし、<u>敷地が複数の道路等に面し</u>、1つの道路等に面するブロック塀等の長さが25メートルを超える場合は、<u>この限りではない。</u></p> <p>(助成対象者)</p> <p>第4条 助成金の交付の対象者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 助成対象事業に係るブロック塀等が設置されている土地を所有する個人</p> <p>(2) 助成対象事業に係るブロック塀等が設置されている土地に存する建築物を所有する個人（当該建築物が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建築物の場合にあっては、同法第3条の団体の代表者）</p> <p>(3) [略]</p>

附 則

- 1 [略]  
(失効)
- 2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金に係る第14条から第17条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表第3 (第6条関係)

添付書類	備考
承諾書兼委任状	<u>ブロック塀等が設置されている土地の所有者若しくは当該土地に存する建築物の所有者が複数の場合又は当該所有者の2親等以内の親族が申請する場合</u>
[略]	

別表第4 (第9条関係)

添付書類	備考
承諾書兼委任状	<u>ブロック塀等が設置されている土地の所有者若しくは当該土地に存する建築物の所有者が複数の場合又は当該所有者の2親等以内の親族が申請する場合</u>
[略]	

様式第1号 (第6条関係)

既存ブロック塀等改善事業助成金交付申請書  
[略]

5 添付書類

[略]	
<input type="checkbox"/>	見積書 (写し可)
<input type="checkbox"/>	消費税等仕入控除不適用申出書 (様式第13号) (当該助成事業に要した費用が消費税法の規定による仕入れに係る消費税額の控除を受けない場合に限る。)

[略]

様式第2号 (第7条関係)

既存ブロック塀等改善事業助成金交付決定通知書  
[略]

さいたま市長

[略]

附 則

- 1 [略]  
(失効)
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金に係る第14条から第17条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表第3 (第6条関係)

添付書類	備考
承諾書兼委任状	<u>ブロック塀等の所有者が複数の場合のみ</u>
[略]	

別表第4 (第9条関係)

添付書類	備考
承諾書兼委任状	<u>ブロック塀等の所有者が複数の場合のみ</u>
[略]	

様式第1号 (第6条関係)

既存ブロック塀等改善事業助成金交付申請書  
[略]

5 添付書類

[略]	
<input type="checkbox"/>	見積書 (写し可)

[略]

様式第2号 (第7条関係)

既存ブロック塀等改善事業助成金交付決定通知書  
[略]

さいたま市長



[略]

<p>様式第3号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>既存ブロック塀等改善事業助成金不交付決定通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長</p> <p>[略]</p>	<p>様式第3号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>既存ブロック塀等改善事業助成金不交付決定通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 </p> <p>[略]</p>
<p>様式第6号（第9条関係）</p> <p>既存ブロック塀等改善事業変更承認通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長</p> <p>[略]</p>	<p>様式第6号（第9条関係）</p> <p>既存ブロック塀等改善事業変更承認通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 </p> <p>[略]</p>
<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>既存ブロック塀等改善事業中止承認通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長</p> <p>[略]</p>	<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>既存ブロック塀等改善事業中止承認通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 </p> <p>[略]</p>
<p>様式第10号（第12条関係）</p> <p>既存ブロック塀等改善事業助成金交付額確定通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長</p> <p>[略]</p>	<p>様式第10号（第12条関係）</p> <p>既存ブロック塀等改善事業助成金交付額確定通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 </p> <p>[略]</p>
<p>様式第12号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>既存ブロック塀等改善事業助成金交付決定取消等通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長</p> <p>[略]</p>	<p>様式第12号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <p>既存ブロック塀等改善事業助成金交付決定取消等通知書</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">さいたま市長 </p> <p>[略]</p>

## 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。